

サプライチェーンにおける Force Majeure—特に石油・天然ガス取引を参考にした比較法的見地からの一考察

報告者:加藤格(立教大学法学部客員教授)

完成品の売主が、自分に対するサプライヤーや、更にその上流に Force Majeure が生じたが故に、売主がそれを理由として免責を援用・主張できるのか。或いは、原料の買主が、自分にではなく、その下流に Force Majeure が生じたことを以って、買主としてそれに基づく免責(引取り拒否)を援用・主張できるのであろうかを、米国における石油・天然ガス取引での事例も参考にして考察したもの。

Force Majeure 免責が比較的認められ易い日本法の下でも、上流や下流に生じた事象を以って自分自身には帰責事由がないとして常に免責を主張できるとするのは、流石に乱暴過ぎよう。況してや、無過失責任的に考える英米法においては、契約書に明確に書いていない以上、自分の免責理由として主張できないことは当然のことのように思われる。更に、ICC や CISG は上流・下流での Force Majeure 事象を以って免責を認めることに関しては冷徹なようである。

しかし、米国の石油・ガスサプライチェーンに関するある論考によると、米国のプラクティスとしては、実際に契約書にどのように書いてあるかが「原則」肝心ではあるもの、その文言に四角四面に拘ることなく、事情によっては、上流や下流の事象に関し契約書に書かれていなくても、免責されることがあるともいう。更に、履行ができなくなって来ている際に、その当事者が取引の相手方に、代替手段を提案したかどうかなども裁判所が考慮するともある。皮肉なことに、Force Majeure を理由とする免責に冷淡であると思っていた米国法の方が、サプライチェーンにおけるこの問題を少しばかりではあるが、気に掛けているようにも見えるのである。また、サプライチェーンにおける議論ではないが、敢えて Force Majeure の例示を契約書において避けることを勧めている動きもエネルギーの業界にはあるとも言う。

このように見て来ると、限られた範囲や業界ではあるかもしれないが、Force Majeure 免責の問題は、日本法と英米法(取分け、米国法)とではあまり考え方に差異がなくなつて来ているではとも思われて来る。

確かに契約書に何も書いていない場合の免責の主張は難しいであろうと思われるも、書いてあれば主張し易くはなつては来ようが、それだけで良いのか。契約書において Force Majeure の影響の緩和義務を債務者に課し、一方で、売主の供給元や供給手段を、買主の供給先などをより具体的に書くこと、更に契約締結後と雖も、より具体的な供給元や供給先を契約の相手方に明示し、出来ればその同意・確認を求めることなどに努めるなどのプラクティスが Force Majeure を理由とする免責を実現するには有益そうである。正面からこれらを支える判例は見当たらないものの、商人として実務上求められることは、余り異ならないのではないか。

米国における外国人不法行為請求権法の再検討

Kiobel, et al. v. Royal Dutch Petroleum Co., et al., 569 U.S. 108 (2013)

住友商事株式会社
法務部 古賀 祐二郎

企業活動による人権及び環境問題の抑止と是正に向けた取組みは、現在、先進国を中心に大きく進展している。欧州では、関連立法が各国で順次成立・施行されているのに加え、欧州委員会が本年2月に示した企業デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）案では、その実際上の適用範囲がEUで流通する製品のバリューチェーンに及び、企業及びその役員は民事その他の法的責任を負うことが明記された。米国では、企業への直接的な義務づけとしては、カリフォルニア州のサプライチェーン透明化法のほか、不法行為による事後的な金銭的補償・懲罰に留まるものの、人権上の問題ある米国外での事業で生産された製品について米国への輸入禁止措置がとられており、関与した法人及び個人が経済制裁措置を受けることも少なくない。わが国でも、本年8月、経済産業省から「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」が示された。

こうした状況下、それらの事業活動の管理及び監視並びに被害者の救済に向けた法的責任が、国際的企業グループの事業活動にどのような影響を及ぼすか、私法上の観点からも真摯に再整理・点検しておく必要がある。本報告は、その試みの一部として、外国での人権侵害行為に対する不法行為責任を米国の裁判所がどのように取り扱うか、再検討するものである。

本報告で取り扱う事件の背景となった、ナイジェリア・オゴニランドの石油開発事業では、国連環境計画の環境汚染調査により、石油の流出汚染に対して長期間の浄化作業が必要と提言されている。また、アフリカ人権委員会は、かかる事業において、地元住民の反対運動に対する暴力的抑圧を含む形で、重大な環境・人権侵害が生じたことを認定していた。

本判決は、こうした米国外での国際法違反行為に関し、米国最高裁が、外国人不法行為請求法（ATCA）に基づく米国企業に対する請求につき、連邦裁の裁判管轄の地理的範囲（域外適用）にかかる解釈を示したものである。すなわち、法廷意見は、その範囲を定めるにあたり、外国との衝突回避を強く意識して「域外適用に対する推定則（presumption against extraterritorial application）」を前提に置きつつ、国際法違反行為が「米国に接触又は関連する（touch and concern）」場合でないかぎりには裁判管轄を認めないという規範を示し、完全に米国外で行われた事案の管轄を排除した。

本報告では、その後の米国及び欧州での展開をも踏まえつつ、本判決の意義を改めて振り返るとともに、実務上の示唆についても言及することにした。